



# SSKS 療育ねっとわーく川崎

2017年4月20日発行  
No.197 (2800部)  
NPO法人  
療育ねっとわーく川崎  
発行者 江川 文誠  
編集者 谷 みどり

## こんなとき どうするの?



Q 来年度、特別支援校を卒業する重複障害の子の母で、多摩区に住んでいます。川崎市の北部は、生活介護施設がいっぱいいて、特に身体障害のある人の受け入れ先は、少ないといわれていますが、このまま待つていければ入るのでしょうか。

進路の先生のお話では、厳しい状況が続いているようです。重複障害の方が入れられる新しい施設をつくらないかぎり、この状況は変わらないことでした。

2011年3月に卒業された松澤さんは、自分たちで子どもたちにあつた小規模施設をつくろうと立ち上がられました。松澤さんにお話をうかがいました。

学校卒業後の進路先を考えた時、稜子の状態に合う通所先がないとずっと感じていました。実際実習先の受け入れは厳しい状況で、結局3月1日に決定連絡が来ませんでした。悲しい以上に悔しい気持ちが強かったです。

納得できない気持ちでいた時、一度自宅1階のテナントが空いたので、その場所でも何かつくれないかとNPO法人に相談をしたのがはじめるです。

まずは、仲間を集めなさいとのア

ドバイスで、年齢や場所の近いお友達に声をかけました。何回か集まっていたいただいた方へ、娘の居場所をつくりたいとの私の気持ちをお話しして、最終的に一緒にやろうと賛同してくれたメンバーでほつとびあができました。実際に何をしたらいいのか分からなかったため、障害計画課の方にお話しを聞く場も設けました。そこで、NPO法人でも生活介護事業をできるの話だったので、ほつとびあから法人に運営をお願いする形で総会で提案をさせていただきました。

そして生活介護施設が実現しました。今年で6年目になりました。メンバー全員が楽しく過ごしています。日々通つて下さるスタッフのみなさまにあらためて感謝申しあげます。

## 療育ねひろばからのお知らせ「療育ねひろばカフェ(交流会)」

毎月第3水曜日に「療育ねひろば」を開催してきました。「療育ねひろば」は、療育ねっとわーく川崎を利用している保護者の方を中心に集まり、情報交換や勉強会、よもやま話などをしてきました。今年度から、「療育ねひろばカフェ」として、療育ねっとわーく関係者に関わらず、若いお母さんから先輩お母さんまで集まれるようなカフェスタイルでの交流会を始めたいと思います。子育ての悩み、学校の進路・卒業後の事、思春期の事、兄弟姉妹の悩み、年金や手当のこと、その他いろいろなテーマや話題についてみんなで話ができる場所です。お気軽にお越しください。

【日時】 時間 / 10:30 ~ 12:30

2017年5月17日(水)、7月19日(水)、10月18日(水) 2018年1月17日(水)

【場所】 療育ねっとわーく川崎サポートセンター多摩区登戸 2974-1 グランデ MINAMI II

【問合せ】 療育ねひろば事務局(担当 七川) Tel: 044-455-7468 E-mail: nanakawa@rond.jp

療育ねっとわーく関係者に関わらず、参加お待ちしております。

## 「医療的ケアの街・かわさき」をめざして

6月4日(日) 13:00 ~ 16:30 於: 神奈川県立麻生養護学校

生活介護施設での医療的ケア対象者の受け入れ経験

(福) 育桜福祉会 「いぬくら」 夏井恵子さん 荒井恒夫さん

NPO法人での医療的ケア

(NPO) 療育ねっとわーく川崎 「ロンド」 宇野こずえさん 工藤多恵子さん

(福) 三篠会 地域相談支援センター 「それいゆ」 小松江美さん

新しい方法での医療的ケアへの対応

(医) 誠医会 療養通所介護 「まこと」 島田珠美さん

無いのならつくるしかない、通所先設立の経験

「icare」 小林幸子さん、黒川幸子さん

参加費: 会員 200円 / 非会員 500円

医療的ケア・保育あります(要予約)

主催 医療的ケアおーぷんねっとわーく\*神奈川\*神奈川

協賛 NPO法人フュージョンコム・かながわ県肢体不自由児協会

NPO法人フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会宛

申し込み締め切り5月25日(参加希望、保育希望ともに申し込み必要)

ファックス番号は 045-324-8985



## 今月号の目次

- こんなときどうするの.....1
- 障害者差別解消法(当事者から).....2
- 車椅子でも歩ける道路へ.....2
- 紀さんの制度情報「地域共生社」.....7
- 会」の実現に向けて(その2).....3
- 医療的ケアを要する障害児に対する支援.....7
- 明日香のたまげ.....8



(松澤美也)

## 会員・賛助会員募集

(連絡先) 〒214-0014 川崎市多摩区登戸2981 サポートセンターロンド

Tel 044-930-0160 Fax 044-930-0128 e-mail: tani@rond.jp http://rond2981.jimdo.com/

(会費振込先) 郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎

■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費 2500円 賛助会費一口 2000円



のり せいどじょうほう  
紀さんの制度情報

ちいききょうせいしゃかい じつげん む  
「地域共生社会」の実現に向けて(その2)  
かいごほけん いちぶかいせいおよ ちいきほうかつ きょうか  
介護保険の一部改正及び地域包括ケアシステムの強化

現在の国会で表題の通り、介護保険の一部改正について審議が行われております。その中で前号で紹介した「共生社会の実現に向けて」も、介護保険の地域包括ケアシステムの強化案という名のもとに、合わせて盛り込まれております。(地域包括ケアシステムとは、平成23年に厚生労働省が高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指す。として打ち出した理念で平成24年に施行されました。川崎市はこの国の地域包括ケアシステムではなく、平成26年に川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンとして、高齢者だけではなく、障害者・子ども・子育て世代・全ての地域住民を対象とする地域包括ケアシステムを構築するという事を、概念として打ち出しました。)

介護保険の改正という、私たち障害福祉にはあまり関係がないと思いがちですが、65歳になれば、障害者も自動的に介護保険へ移行となります。(特定疾患などの方は45歳から対象となります。)介護保険へ移行すると障害によって介護保険では不十分な場合が出てきます。その場合、今まで使っていた障害のサービスを使える。ということになっておりますが、一部には要件があります。どういうことかという、介護保険で受けるサービス支給量を使い切り、たりない場合は障害のサービスを上乘せする。となっております。あくまでも介護保険優先の原則があるため、自己負担を含め、十分なサービスが受けられるとは思えません。

さらに、今までは介護保険のサービスを行うには、介護保険事業者の認定、障害福祉のサービスを行うには、障害福祉事業者の認定がそれぞれ必要でしたが、今回の改正で介護保険または障害福祉の事業者認定のどちらかを持っていれば双方のサービスが行えるようになるというのです。どういうことかという介護保険事業者にも障害福祉サービスを、障害福祉事業者にも高齢者サービスを行いなさい。という事です。地域では介護保険と障害福祉の両方の事業認定を取って行っているところもありますが(いわゆる大手というところなど)実際にこういった事業所が障害者福祉のサービスを行う場合には、サービス内容を選別して行っています。基本が介護保険を主に行っているの、障害福祉で行えるサービスに限りがあるのです。

それで国は今回の改正によって、事業所やサービス人員の不足がなくなるという根拠にしているわけです。このようなことはごく一部であって、障害者が介護保険で今までの生活を維持しようとする事には、無理があります。

また、介護保険でも地域包括ケアシステムの名のもとに、共生社会の実現を明確に打ち出してきました。その中には障害者、子供、地域で課題を抱えた人すべてを含むと言っているのです。「地域共生社会の実現に向けて」については、引き続き内容を詳しく説明していかなければいけません。高齢者や障害者が地域で安心して暮らしていただけるために共生社会というものを打ち出していますが、高齢化社会の対応のために介護の社会化としてできた介護保険が破綻したということと、増え続ける社会保障費に対して上限を設けてしまったわけですから、切り捨てが出てくるのは当たり前のことです。その部分を補うために「地域共生社会の実現に向けて」というものが出てきたのだと思います。

障害福祉の部分だけに目を向けていると、いつの間にか外堀を埋めていかれるような格好になります。前号でもお知らせしましたが、「共生社会の実現に向けて」は介護保険と総合支援法、児童福祉、社会福祉法すべてを一体とする。と言っているわけですから、多方面に目を向けていかないといけないわけです。

しょうがいしゃさべつしょうほう  
障害者差別解消法(当事者から)  
くるまいす  
★車椅子でも歩きやすい道路へ

わたしは、子供のころから35歳ごろまでは、杖も使わず歩いていたら、周りの人たちにも恵まれて、いじめなども、あまりありませんでした。銀行でも同期や先輩に恵まれた。差別はあまり感じませんでした。脳性麻痺の二次障害で、杖(クラッチ)を使うようになって、当時駅に階段とエスカレーターしもなく怖い思いを何度もしました。一般の健常者の目も気になるようになってしまいました。

で、登戸区画整理事務所が担当だと聞いて言いに行つたところ、まだ区画整理に時間がかかって、すぐに工事ができないと言われてしまいました。車道を走つて事故にあう可能性もあるし、道交法で電動車椅子も歩道の走行は、認めてるので、電柱だけでも先に車道のほうにずらす工事をしてくれないですかと2回か、3回言いに行つてやつと電柱をずらす工事をしてくれました。やつと安全に歩道を使うようになったと思つていたら、自転車の止めかたや、歩道に乗り上げた車があつて、今でもまだ安全だと言えない現状があつて困ります。



私は、国立第二病院(現・国立病院機構東京医療センター)で生まれて、生後10日目に自宅で、祖母がひいていた風邪を移されて、また病院に再入院しましたが、急性肺炎と合併症により脳性麻痺の四肢麻痺になりました。その後、保育園には入園できませんでしたが、1966年4月 世田谷区立尾山台小学校に入学  
1968年9月 横浜市立綱島小学校へ転校  
1972年4月 横浜市立大綱中学校入学  
1975年4月 神奈川県立中原養護学校高等部入学  
1978年 川崎市障害者更生補導所(めいぼう)入所  
1979年9月 退所  
1980年4月 国立小平身体障害者職業訓練校(現・東京障害者職業能力開発校)入学  
1981年4月 東京S銀行入行  
2002年6月 東京S銀行破綻により退行  
2003年12月 療育ねっとわーく川崎サポートセンターロンドに就職  
2015年7月 退職しましたが、療育ねっとわーく川崎の理事をしています。

また、歩道にある点字ブロックがよくはがれている所があつて視覚障がい者の方を助けたこともありました。横を歩いている健常者の方は、なんとも思わないのはおかしいと思つています。

わたしは、1995年1月17日午前5時46分に発生した阪神・淡路大震災と2011年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災を経験していますが、熊本大震災に活かされていない福祉避難所・バリアフリー仮設住宅など、さらに商店街や商店飲食店、公共交通しかり、まだまだ障害者差別解消法やバリアフリー法をもっと浸透させるためにも、社会に対して私たち障がい者もつと力を合わせて、運動していきましょう。(和田正義)